

■特徴

弊所では人事労務全般に対応したコンサルティングに重点を置いた社労士事務所です。「働き方改革」を実行する上で課題の特定、解決案の提案を行っています。

人事・労務管理に係る書類作成、訪問による現状確認、電話相談、メール相談、就業規則、雇用契約書のチェックなど、様々な労務管理に関するサービスを、いつでも気兼ねなく受けることができます。

■顧問契約（例）

報酬額	ニーズ(例)	業務量目安 (1月あたり)	訪問頻度 (目安)	基本顧問契約	相談顧問契約	コンサルティング	月次労務監査	人事制度	労働社会保険 手続き	労務管理規程・ 手続き	行政調査対応	相談	緊急対応
10,000～	相談のみお願いしたい	作業なし	必要に応じ訪問	－	○	－	別途	別途	－	－	－	○	○(別途)
20,000～	相談と書類作成・提出代行をお願いしたい	1時間以内	必要に応じ訪問	○	－	△	別途	別途	○	別途	別途	○	○(別途)
30,000～	上記に加え毎月の訪問や規程関係などの相談もしたい	2時間以内	原則毎月1回～	○	－	△	特典対象	別途	○	特典対象	特典対象	○	特典対象
40,000～	複雑な人事労務管理に対応してほしい。作業量が一定以上あるためサポートしてほしい	4時間以内	原則毎月1回～	○	－	○	特典対象	別途	○	特典対象	特典対象	○	特典対象
50,000～	人事労務管理に係る事案を外部の人事部のような位置づけでサポートしてほしい	6時間以内	原則毎月1回～	○	－	○	特典対象	別途	○	特典対象	特典対象	○	特典対象
70,000～	人事制度含む組織運営に係る事項を総合的にサポートしてほしい	状況に応じて対応	原則毎月2回～	○	－	○	特典対象	別途	○	特典対象	特典対象	○	特典対象

※上記はあくまで例です。個別に必要なサービスをカスタマイズしご提案致します。

○＝顧問契約に含まれます

△＝相談の上コンサルティング導入を決定

◆基本顧問契約の特典

・就業規則など別途作業や渉外が発生するサービスに対し割引又は顧問報酬の範囲内で対応致します。

・緊急に対応するべき事案が発生した場合優先的に対応致します。この場合も当サービスの割引又は

顧問報酬の範囲内で対応します（事案により検討し決定します）

◆労働社会保険手続きについて

・労働社会保険手続きを自社で行う場合は、サービスから外すことが可能です。

・相談事案を総合勘案し報酬額を決定します。

※作業分担を行う場合も同様です。